



令和7年度赤い羽根共同募金福祉活動助成金 募集要項

最終更新日：令和7年2月

1. 赤い羽根共同募金福祉活動助成金について

この助成金は、赤い羽根共同募金の配分金を財源に逗子市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、逗子市内の福祉当事者団体、福祉推進団体、ボランティア団体等の福祉活動に対し、その一部を助成し、逗子市の地域福祉活動の活性化、および共同募金運動への理解の拡大を図ることを目的としています。

2. 助成金交付要件について（4つの要件をご確認ください）

●要件1 以下表のすべてを満たした団体

✓主たる団体構成員が逗子市民	✓法人格のない団体
✓申請書提出時点で1年以上実績がある	✓原則、会費負担など自主財源確保に努力し、毎年度事業計画・予算及び事業報告・決算が適切に実施されている団体
✓非営利で活動している	✓申請書提出年度に、赤い羽根共同募金や年末たすけあい募金に協力できる団体



●要件2 以下3種類のいずれかの団体

①福祉当事者団体

✓社会的支援を必要とする者及びその家族で構成される本会の団体会員

②福祉推進団体

✓福祉活動を行う、福祉当事者団体以外の本会の団体会員

③ボランティア団体

✓本会のボランティアセンターに登録し、逗子市内の福祉の推進に協力できるボランティア団体



●要件3 申請事業が『地域の福祉課題に取り組む事業』であること

地域の福祉課題に取り組む事業の例

- 福祉当事者の不安解消や生きがいを目的とした研修会・親睦会等

【参考】過去交付事業（一部抜粋）

- アルコール依存症患者等を対象とした「酒害相談研修会」
- 障がい児者とその親を対象とした「社会見学」

- 高齢者の生きがいや健康づくりを目的とした生涯学習等

【参考】過去交付事業（一部抜粋）

- 逗子市に住む高齢者が、市内等を歩きながら歴史を解説する「歴史ガイド」

- 子育て世代の地域での孤立防止や育児不安解消を目的としたイベント等

【参考】過去交付事業（一部抜粋）

- 未就園児とその親を対象とした遊び場・相談窓口などがある「親子イベント」

※令和7年度の4月から3月末日に行われる事業が対象

※団体の運営にかかる経費（定例会・役員会等）や、宗教・政治・営利を目的とした事業は対象外



要件4まであります。ご確認ください。

●要件4 以下の①または②の対象品目を要件3の事業で用いること

①事業助成

科目	助成対象品目	助成対象外品目
講師謝礼金	外部講師への謝礼金等 ※1回あたり1人3万円まで	参加者及び団体内部に対するもの、講師以外への謝礼金
交通費	申請団体が自ら主催する研修等参加のための交通費、団体で使用する車のレンタル代・有料道路代・駐車場代等	他団体が主催する研修等参加のための交通費、外部講師への交通費等
消耗品費	文房具・雑貨・コピー用紙等の事務用品、椅子等の会場設営用品、タオル・洗剤等の日用消耗品、工具、ガソリン代等	個人に直接還元される経費（飲食費、プレゼント代等）
被服費	ユニフォーム代、帽子代等	団体構成員以外のユニフォーム代等
印刷製本費	印刷・コピー代、広告宣伝費等	
通信運搬費	郵送料、宅配便利用料等	
保険料	ボランティア行事用保険等の保険料、団体で使用する車の自動車保険料等	個人に直接還元される経費（ボランティア活動保険料等）
使用料および賃借料	会場使用料、会場冷暖房使用料、機器の賃借料等	機器のリース料等
その他	会長が必要であると認める経費	会費・寄付金、研修・イベント参加費、宿泊費、入場料、宗教的経費、税金、繰越金等

※対象品目によっては、過去に同様の助成がある場合、今回助成が必要な理由を明記することを求める場合があります。

②機材助成

科目	助成対象品目	助成対象外品目
機材購入費	機械（パソコン、プロジェクター、マイク、プリンター等）	個人に直接還元される経費
修繕費	団体で使用する機械等の修理代	車の修理代等

※購入の場合は、過去2年度に本助成金の交付を受けていないこと。

（例：令和7年度に機材助成を受けた場合、次に申請できる年度は令和10年度）



以上の要件1～4をすべて満たした場合、申請可能となります。「事業助成」と「機材助成」は申請書が異なります。要件4の表と照らし合わせて、いずれかの助成区分で申請してください。なお、両方の区分を申請することも可能です。

3. 助成金額

事業助成：1団体につき5万円を上限

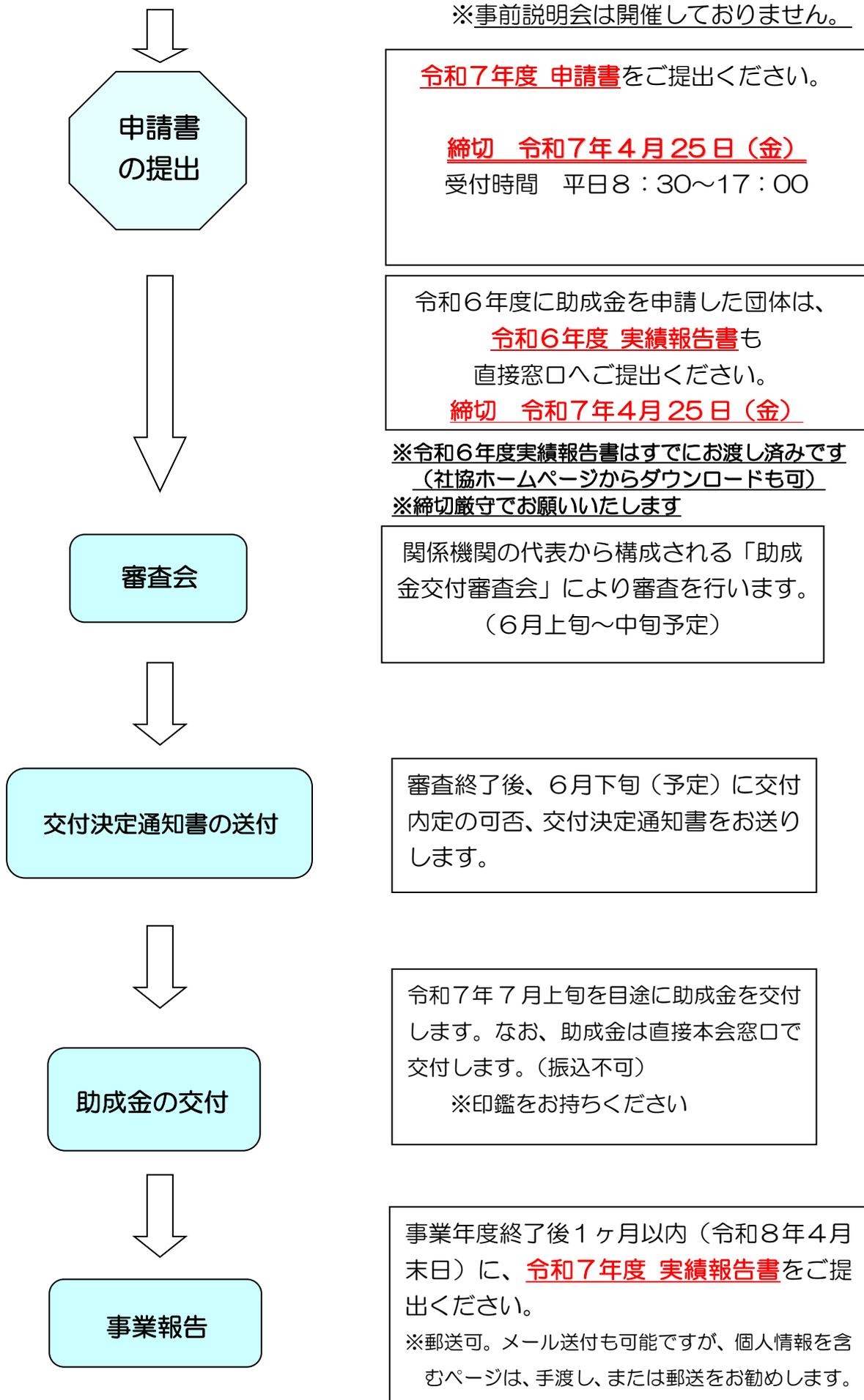
機材助成：1団体につき5万円を上限。ただし、購入の場合は、購入にかかる経費の3分の1以下を助成する。（千円未満端数切り捨て）

4. 交付額の決定

関係機関の代表から構成される「助成金交付審査会」により審査を行います。

5. 申込手続きの流れ（予定）

令和7年3月～「助成金申請書」配布開始（福社会館・社協ホームページ）



6. 提出書類

以下に記載の書類を本会で配布しますので、「5. 申込手続きの流れ（予定）」に沿って手続きをお願いします。書類のデータは、逗子市社会福祉協議会ホームページのトップページにある「申請書一覧」からダウンロードできます。

●申請書

	書 類	備 考
1	第1号様式	
2	団体概要書（別紙1）	
3	事業助成 交付申請書（別紙2-①、2-②）	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業助成」の区分で申請する場合に提出する書類です。 ・複数の事業を申請する場合は、事業ごとに別紙2-①、2-②を作成し、提出してください。
4	機材助成 交付申請書（別紙3-①、3-②）	<ul style="list-style-type: none"> ・「機材助成」の区分で申請する場合に提出する書類です。 ・複数の機材を申請する場合は、機材ごとに別紙3-①、3-②を作成し、提出してください。
5	団体の当年度事業計画・予算書（任意書式）	<ul style="list-style-type: none"> ・任意書式ですが、ご希望でしたら、本会作成の書式をご使用ください。 ・5・6は、申請事業のみでなく、「団体全体の事業」に関する文書です。
6	団体の前年度事業報告・決算書（任意書式）	
7	団体構成員名簿（任意書式）	
8	会則・規約	
9	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・助成可否の判断のため、別途書類提出を求める場合があります。 ・<u>機材助成申請者は見積書の提出をお願いします。</u>

●実績報告書

	書 類	備 考
1	第3号様式	
2	事業助成 実績報告書 （別紙1-①・1-②・1-③・1-④）	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業助成」の区分で助成を受けた場合に提出する書類です。 ・複数の事業助成を受けた場合は、事業ごとに別紙1-①、1-②、1-③、1-④を作成し、提出してください。
3	機材助成 実績報告書 （別紙2-①・2-②・2-③・2-④）	<ul style="list-style-type: none"> ・「機材助成」の区分で助成を受けた場合に提出する書類です。 ・複数の機材助成を受けた場合は、機材ごとに別紙2-①、2-②、2-③、2-④を作成し、提出してください。

7. その他

(1) 年度途中で事業計画を変更又は中止する場合は、すみやかに事業担当者へご連絡ください。助成決定後、大幅な内容変更が生じた場合及び実施困難になった場合、本会からの助成を一部返還、または辞退していただく場合があります。

お問い合わせは
 逗子市社会福祉協議会 地域福祉推進係 飯島・高松
 〒249-0005 逗子市桜山 5-32-1
 TEL 046-873-8011 / FAX 046-872-2519
 e-mail vc@zushi-shakyo.com

